

議事要旨(6) 特別目的会社の連結に関する検討について

初めに、西川副委員長より、テーマ協議会から特別目的会社の連結を検討すべきとの提言がなされているとの発言があり、その後、秋葉統括研究員から、資料「審議資料(6) 特別目的会社の連結に関する検討について」に基づき説明がなされた。

1. テーマ協議会からの提言

近年、特別目的会社を利用した取引は急拡大するとともに、複雑化・多様化しているため、企業及び監査人の判断が相当に難しくなっており、早急に検討する必要がある。このうち、「特別目的会社に関する連結上の取扱いの根本的な考え方」は、中長期間を要するが、開発型の特別目的会社の連結上の取扱い、会社に準ずる事業体に関する連結上の取扱いの具体的な判定方法、及び特別目的会社への影響力基準の適用を含む特別目的会社の連結に関する事項は、短期的なテーマとして提言されている。

2. 特別目的会社の連結について

今後の対応としては、テーマ協議会からの提言にあるように、2段構え（短期的な対応と中長期間な対応）で進めてはどうか。また、短期的な対応（一定の期間で成果が見えるような対応）としては、以下の点を考慮して進めていくことが適当と考えられるがどうか。

- ・ 現実には多種多様な形態があり、一定の類型を部分的に扱っても、それを回避するような取引が行われることになる。
- ・ 子会社に該当しないものと推定する特別目的会社につき、実務上の取扱いが統一されていないため明確化すべきという意見もあるが、そのためには、中長期的な対応が必要と考えられる「根本的な考え方」を整理しなければならない可能性がある。
- ・ JICPA の提言書でもテーマ協議会での意見でも、特別目的会社に関するディスクロージャーを充実させていくことが、より早く解決できるという見方がある。

3. 会社以外の事業体（組合など）の連結について

連結対象となる子会社に含まれる会社以外の事業体（組合など）については、「根本的な考え方」が確立しているが、実質支配力基準の具体的な指針について、株式会社を中心に考え方が示されている。このため、実務上、会社以外の事業体に対する具体的な指針等をより明らかにすべきという指摘があり、実務を踏まえ、より具体的な取扱いを短期的に示すことが考えられる。

4. 具体的な検討方法

2. 及び 3. を検討するため、「特別目的会社専門委員会」を設置し、速やかに検討を開始する。

これらに対して委員等からなされた主な発言は以下のとおりである。

- ・ 今後の対応を短期と長期に分けて検討するというアプローチに賛成である。
- ・ 現行基準の枠内で作業を進めることになるが、連結財務諸表原則で「利害関係者の判断を著しく誤らせるおそれのある会社」が連結の範囲に含めないとされている点は、検討する必要があるのではないか。
- ・ 組合の連結については、短期的な対応と考えてよいか。
- ・ 合同会社（LLC）、有限責任事業組合（LLP）を含めた会社、組合の類型について包括的に検討する必要があるのではないか。

これについて事務局からは、組合の連結についてより具体的な取扱いを示すことは短期的な対応と考えていること、LLP や LLC への出資は民法上の組合等や有限会社への出資の取扱いを土台としており、それらが変われば必然的に見直されることになるのではないかという説明がなされた。

以上

(財)財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。